

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る住民説明会
(環境影響評価準備書素案：午前の部) 全文

日 時	令和4年7月3日(日) 10時00分～12時00分
場 所	彦根市南地区公民館 大会議室
参 加 者	61名
	彦根愛知犬上広域行政組合 近藤事務局長、建設推進室(杉山室長、藤井室長補佐、鈴木副主幹、北川主査)
	コンサルタント パシフィックコンサルタンツ株式会社 6名
次 第	1 開会 2 挨拶 3 内容 (1) 環境影響評価準備書素案の説明

挨拶	
司会	<p>皆様こんにちは。日曜日の何かとお忙しい中、また足元の悪い中、多くの皆様方にご参加いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、時間も参りましたので、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書素案に関する説明会を始めさせていただきます。</p> <p>本日進行を務めさせていただきます、彦根愛知犬上広域行政組合、建設推進室の藤井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本日の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>彦根愛知犬上広域行政組合の事務局長の近藤でございます。</p> <p>続いて、建設推進室長の杉山でございます。</p> <p>また、本事業に関する専門技術者としてパシフィックコンサルタンツより6名、出席させていただきますいております。</p> <p>それでは、説明会に際しまして、近藤事務局長からご挨拶申し上げます。それでは、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>皆様、改めましておはようございます。彦根愛知犬上広域行政組合、事務局長の近藤でございます。本日は雨の降る中、お越しいただきましてありがとうございます。</p> <p>平素は、1市4町の広域行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、当広域行政組合が進めております「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備」につきましては、令和元年10月21日に最終的な建設候補地を清崎町地先に決定させていただきましてから、新施設建設に必要となります各種調査を順次進めさせていただいております。これまでに地歴調査、地質調査、地形測量、用地測量等の調査測量事業を実施し、施設整備、敷地造成等の基本設計を完成させていただいたところでございます。</p> <p>現在は、昨年度に着手いたしました敷地造成等の実施設計業務を進めておりますほか、本年6月には、新ごみ処理施設の整備・運營業務に係る発注支援業務に着手したところ</p>

でございます。

また、これらの業務と並行して、施設建設に伴う周辺環境への影響をできる限り回避させる措置を講じるため、滋賀県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの手続きを進めているところです。この環境アセスメントにつきましては、アセスメントの対象となる環境要素や現況調査および予測・評価の手法等の選定を行い、環境影響評価方法書を作成して、令和2年12月から令和3年1月にかけて縦覧および意見募集を行い、圏域住民の皆様から多くの意見や知事からの意見を頂戴して、令和3年2月から方法書に基づく調査予測評価等を進めているところでございます。

本日は、これまで実施いたしました現況調査、影響の予測、評価の結果を整理し、環境の保全に関する考え方を取りまとめた環境影響評価準備書の素案を作成いたしましたので、ご説明させていただき、圏域住民の皆様のご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

最後になりますが、こうした事業を進められますのも、この地域の多くの皆様のご理解があつてのことと深く感謝をしております。今後も適時、住民説明会等を開催しながら、皆様にご理解いただきますよう努めてまいりたいと思います。ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

司会

ありがとうございました。

それでは、環境影響評価業務の委託先でありますパシフィックコンサルタンツから準備書素案の概要についてご説明させていただいた後に、皆様からの質問の時間とさせていただきます。

できる限り多くの方からのご質問、ご意見を賜りたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

次に、本日の進行についてですが、準備書素案の概要の説明につきまして概ね40分程度を予定しております。

説明が終わりました後、質疑応答を45分程度予定しており、会全体で1時間30分程度とさせていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

説明に入らせていただく前に、配布物の確認をお願いいたします。本日の配布物は、「環境影響評価準備書素案の概要」と題した背景が水色のパワーポイント資料でございます。お持ちでない方がおられましたら、係員までお申し付けください。

なお、本説明会における新型コロナウイルス感染症対策としてお願いがございます。説明会開催中はマスクの着用をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。パシフィックさん、よろしくお願いいたします。

資料1に基づき説明

コンサル

ただいまご紹介いただきましたパシフィックコンサルタンツ株式会社の●●と申します。本日、私のほうから環境影響評価準備書素案の内容についてご説明させていただきます。

まず1ページ目、本日の説明ですが、1ページ目にお示しした目次に沿ってさせていただきます。

続きまして2ページ目、初めに本説明会の目的についてご説明いたします。

3ページ目の図は環境影響評価の手続きの主な流れをお示ししてございます。本説明

会ですが、環境の現況の調査、予測評価の結果をとりまとめた準備書の素案の説明を行い、ご意見を伺いたいと思うものでございます。今後、準備書につきましては公告・縦覧の開始後に改めて説明会を行う予定となっております。

4 ページ目、次に事業の目的および内容についてご説明させていただきます。

5 ページ目、こちらに事業者の名称、事業の名称、対象事業の目的をお示ししてございます。本事業ですが、処理施設の老朽化、ごみの広域処理を踏まえて新たなごみ処理施設の整備を行うとしたものとなっております。

6 ページ目、こちらに対象事業の実施区域を示してございます。実施区域は赤枠で示した西清崎地区、約 6.3ha の範囲を予定してございます。なお、方法書の時点におきましては市道大藪金田線の西側の区域のみを対象としておりましたが、工事中に設置する施工ヤード等の整備区域も含め、東側のほうに若干拡大をしてございます。なお、仮設道路等として整備する区域につきましては将来的には現状に復旧する予定となっております。ごみ処理施設の整備を行う区域としましては、6 ページ目の資料の青枠で示しております約 5.2ha の範囲となっております。

7 ページ、本事業の対象とする施設ですが、焼却施設とそれに関連するリサイクル施設を予定してございます。施設の規模、対象とするごみ量、対象とするごみの種類につきましてはこちらにお示ししたとおりでございます。

8 ページ目、施設整備計画の概要についてお示ししてございます。処理方式はストーカ式焼却方式、煙突高さは配慮書の検討結果の内容を踏まえまして 59m と計画してございます。有害物質などの除去設備など排ガス処理設備を設けますほか、景観に配慮いたしまして白煙防止装置を設置する計画でございます。施設排水は施設内で処理後に公共下水道に放流を行いますが、雨水については調整池を経由して宇曾川へ放流する計画でございます。

9 ページ目、こちらには新ごみ処理施設の公害防止規準について、大気質の例を示してございます。基準は、関係法令などの規制値および現清掃センター公害防止規準よりも厳しい値を設定してございます。このほか、悪臭や騒音といった項目につきましても同じように基準を設定してまいります。

10 ページ目、こちらは現時点で想定している施設の配置計画でございます。配慮書で検討した北側集落への騒音などの影響、それから土砂災害の発生に留意しまして、焼却施設などの主要施設は南側に配置する計画となっております。今後、具体的な設計を進めてまいります。

11 ページ目、こちらは関係車両の主要な走行ルート、ごみ収集車等の走行ルートの計画です。既存の道路および彦根市が新たに整備する市道を経由して搬入を行う計画です。なお、黄色で示した市道の整備ルートについて、方法書段階では区域西側、荒神山を縦断する計画でございましたが、計画の再検討を行いまして、現在、荒神山を回避するという計画になってございます。なお、施設を供用開始する時点では北側工区が開通する見込みのため、北側からの搬入を行いまして、その後、南側工区が開通した後に北側、南側両方からの搬入を行う計画となっております。

12 ページ目、こちらは想定しております事業のスケジュールです。令和 5 年度に環境影響評価の手続きが終わりました後、敷地造成工事に着手、令和 11 年度にかけて施設の

建設工事を実施していく予定でございます。詳細な施工内容や工程は今後検討を進めてまいります。

13 ページ目、こちらは工事計画の概要です。工事開始時に、準備工事、工事用道路、雨水排水設備工事、軟弱地盤対策工事を行った後に造成・建築工事を進めてまいります。施設の供用開始は令和 11 年度を予定しております。

14 ページ目、こちらは工事用車両の走行の計画です。青い点線で工事用道路の走行ルートをお示ししております。南側の県道 2 号から宇曾川堤防左岸道路に進入して、北上して工事区域に至る計画です。退出する車両ですが、方法書時点から計画を見直しております。再度堤防道路を北上してまいりまして、宇曾川を渡河した後に県道 2 号に出る、もしくは右岸側の堤防道路を北上していく、いずれかの経路を予定しております。以上が事業計画の概要です。

15 ページ目、こちらが方法書に対していただいた意見の状況です。

16 ページ目に方法書に対する意見の提出状況を示しております。令和 2 年 12 月から同年 2 月まで住民の皆様からのご意見を募集いたしました。また 6 月には方法書に対する滋賀県知事意見が提出されております。これらの意見を勘案して調査、予測評価を行う計画としました。

17 ページ目、本事業の実施に伴う環境影響評価の対象とした要素についてご説明いたします。

18 ページ目、こちらは環境影響評価の対象とした環境要素でございます。表に示しておりますとおり、大気質、騒音、動物、景観、文化財などの 15 の項目を対象としております。なお、水質のうちの水の汚れ、地下水、土壌といった項目については事業の実施に伴う影響が生じるおそれは小さいとは考えておりますが、現地調査を行い、現況の把握は進めております。

19 ページ目、現況調査の結果についてご説明いたします。

20 ページ目、こちらは区域内、一般環境、その他の動物などの調査地点をお示しております。大気質などの調査は周辺集落の代表的な地点および荒神山の山頂の敷地内で行ってございます。動物や植物相については赤線で示しております区域周辺の約 200m の範囲内ですが、行動範囲の広い猛禽類や植生の分布の把握は青線で示しております荒神山を含む周辺 1km の範囲としてございます。文化財や伝承文化は緑色の線で示しております 500m の範囲内としてございます。

21 ページ目、こちらは工事用車両や施設関連車両の走行ルートの沿道の調査地点です。車両走行が見込まれます代表的な 6 地点を対象としてございます。

22 ページ目、こちらは現地調査の実施時期でございます。令和 3 年 2 月に調査に着手いたしまして、これまでにほとんどの調査は完了しております。お手元の資料には「6 月以降今後実施」となっておりますが、6 月の調査は既に完了していきまして、今後 7 月以降、引き続き調査を行っていく予定でございます。

23 ページ目、調査の結果についてご説明いたします。

初めに、対象事業実施区域で調査を行いました気象の状況です。気象は、地上気象、上層気象、こちらについて連続の観測、四季ごとの調査を行ってございます。図には卓越風向を示す風配図、方位別の風の割合をお示ししてございますが、年間を通じて北寄りの

風が多いのですが、夏には南からの風の割合も多いという状況を確認しております。

24 ページ目、こちらは本調査で行いました現地拡散実験の状況です。煙突の高さに合わせて気球を上げて実験用のガスを放出し、風下側の捕集点で空気を捕集、濃度分析を行うという調査を行っております。この調査については、後に説明いたします煙突排出ガスの濃度の計算、予測の精度の向上に活用してございます。

25 ページ目以降、大気質の調査の結果をお示ししております。

まず一般環境の調査結果でございますが、各汚染物質ないしは降下ばいじんといった項目につきまして、いずれも環境基準値などの基準を下回るという様子を確認してございます。

26 ページ目、沿道の環境大気質の調査結果になります。こちらにも二酸化窒素などの物質につきまして環境基準を下回るという様子を確認してございます。なお、清崎地区の県道2号では7月中まで調査を継続して行っております。

27 ページ目、こちらは騒音、低周波音、振動の調査結果になります。こちらは周辺の公民館などで調査をさせていただきましたが、いずれも環境基準値などの基準を下回るということで確認してございます。

28 ページ目は道路沿道の騒音や振動の調査の結果です。真ん中の列に騒音の結果をお示ししておりますが、市道芹橋彦富線で環境基準値 65 に対し、結果 68 デンベルということで、基準の超過が見られましたが、その他の地点においては基準を下回っているという状況でございました。振動も法律に基づく基準値を下回っている状況でございます。

29 ページ目、こちらは宇曾川における水質の現況の調査結果です。調査では濁りの指標である浮遊物質量という物質の調査を行いましたけれども、四季ごとの調査では基準を十分下回っておりましたが、農繁期には代掻きの濁りの影響で基準を超えるという様子は確認されております。また、降雨時の調査では、濁りが発生して、それが流れ込むという影響によりまして値が高くなっているということを確認してございます。

30 ページ目、こちらは現地調査で確認されました動物や植物の状況となっております。それぞれ絶滅危惧種に該当する種など重要な種が多数確認されているということを確認してございます。

31 ページ目、こちらは区域周辺の自然環境の状況です。調査の対象地域の中では、水田雑草群落や、荒神山のコナラ群落、スギ・ヒノキの植林といったところが割合が高く、これら3つの群落で約半分程度の面積を占めている。これらから環境類型については、樹林、耕作地・市街地、河川の3つの環境類型に大別できるということで考えております。また、現地調査で確認された動物種のうち、地域の生態系を代表する注目種としましては、こちらの表に示す16種を抽出してございます。

32 ページ目、こちらは地下水位の調査の結果です。区域周辺で観測にご協力いただきました井戸を対象に四季ごとの調査を行い、影響の把握を行っているということで、観測は今後7月まで継続して行う予定でございます。

33 ページ目、こちらは土壌中のダイオキシン類の調査結果になります。区域や周辺の集落など、いずれも環境基準値を大きく下回る結果でございます。また、有害物質などの環境基準の項目についても基準を下回っていることを確認してございます。

以上が現況の調査結果です。

続いて 34 ページ目以降で、環境影響の予測・評価の結果についてご説明をいたします。
まず 35 ページ目、こちらは大気質の予測です。重機の稼働に伴う排出ガスの影響のイメージをお示ししてございます。気象条件や工事計画を踏まえまして重機からの排出ガスの予測計算を行っております。

36 ページ目に予測の結果をお示ししてございます。二酸化窒素、浮遊粒子状物質につきまして予測を行っておりますが、敷地境界上の最大となる地点で、いずれも環境基準を下回るということで予測をしてございます。

また 37 ページ目には、周辺の集落、住居における予測結果をお示ししておりますが、こちらについても環境基準を十分下回るということで予測をしてございます。

38 ページ目ですが、こちらは工事用車両や収集車などの関連車両の排出ガスの影響のイメージをお示ししております。こちらでも予測の計算を行って、濃度の状況を把握してございます。

39 ページ目には、まず予測に用いました工事用車両の想定する台数をお示ししておりますが、予測は、車両が最も多くなると想定される 1 年間を対象として行っております。その 1 年間における平均的な台数を予測台数として設定しております。

40 ページ目に予測の結果をお示ししてございます。こちらでも二酸化窒素、浮遊粒子状物質という物質について予測を行いました。いずれも環境基準を下回るということで予測をしてございます。

41 ページ目、こちらですが、施設が供用した後のごみ収集車などの関連車両の予測に用いた台数となっております。予測においては、こちらでも各地点において想定される年間を通じて平均的な台数を想定してございます。また、新たに整備される彦根市道の市道整備ルートの沿道についても新たに予測地点、こちらでは G と書いておりますが、この地点を対象としてございます。

42 ページ目、こちらが予測の結果となります。こちらでも工事用車両等、結果は同様ですが、いずれも環境基準を下回るということで予測をしてございます。

43 ページ目、こちらは重機の稼働に伴う粉じん、降下ばいじんの予測のイメージをお示ししてございます。

予測の結果につきまして 44 ページ目にお示ししてございます。粉じんの影響につきましては季節ごとに予測を行っておりますが、最大としまして 1 カ月、1 k m³ 当たり約 4 t 程度と予測しておりますが、影響の目安としましては 20 t 以下という値がございまして、それは十分下回るということで考えてございます。

45 ページ目、こちらは施設が稼働したときの煙突からの排出ガスの影響の予測のイメージをお示ししてございます。こちらでも気象条件や排ガスの諸元などを設定しまして地上部の濃度の予測計算を行っております。

46 ページ目、こちらは施設周辺の煙突排出ガスの寄与濃度、排出ガス単体の濃度につきまして平面的な分布状況を示したものです。例としてダイオキシン類の予測結果をお示ししてございますが、地形や気象の状況によりまして区域北西側や南側の方角、こちらのほうで濃度が高くなるということで予測をしてございます。

47 ページ目、こちらには影響が最大となる地点の予測の結果をお示ししてございます。予測対象として、二酸化窒素、二酸化硫黄など 6 物質を対象としておりますが、①で示す

排ガスの寄与濃度につきましては、②に示しております現地調査で把握した現況濃度に比べて十分低いということで、合成した予測の結果につきましても環境基準を十分下回るということで考えてございます。

48 ページ目、こちらはダイオキシン類を対象としました周辺の集落における予測結果をお示ししております。こちら①の寄与濃度は現況の濃度に比べ十分低い、予測結果も環境基準を下回るということで予測してございます。

49 ページ目、今回の予測では特定の気象条件下で想定されます短期的な濃度上昇時の影響の予測も行っております。こちらは一例でございますが、上層逆転層発生時、強風が吹いたときの状況などを対象とした予測を行っております。

結果につきまして、50 ページ目にお示ししてございます。さまざまな気象条件下での予測を行っておりますが、いずれも環境基準は下回るということで考えてございます。

51 ページ目、こちらにおきましてはリサイクル施設の稼働に伴って発生が想定される粉じんの飛散の量、こちらの影響について予測してございます。こちらですが、ほかのリサイクル施設における調査結果を用いまして今回どう影響が出るかというところを予測を行っておりますが、ほかの施設の結果については51 ページの表に示しておりますとおり、施設の影響が特段生じるとか、そういう状況は確認されておりません。今回も同じように影響は極めて小さくなるということで想定しております。

以上が大気質に関する結果となりますが、いずれも環境基準など基準値を達成する、また環境保全措置も適切に実施していくということで影響の回避や低減は図られていくものと評価をしております。

52 ページ目、こちらは騒音、低周波音、振動の予測の結果となります。まず初めに重機や施設の稼働に伴う騒音等の予測のイメージをお示ししてございます。

53 ページ目、こちらには工事中の重機、建設機械の稼働に伴う騒音の予測の結果をお示ししてございます。敷地境界付近の最大となる地点で67 デシベルということで予測しておりますが、こちら、建設作業騒音の規制基準85 デシベルということで決まっております、こちらを下回るということで考えてございます。

54 ページ目、こちらは重機の稼働に伴う周辺住居等の予測の結果となりますが、こちら環境基準と照らして下回っている値であるということで予測してございます。

55 ページ目、こちらは重機の稼働に伴う振動、揺れの予測の結果となっております。こちら敷地境界で57 デシベルという値となっております、振動の規制基準75 デシベルを下回るという結果になってございます。

56 ページ目、こちらは周辺住居などにおける予測結果となりますが、人が振動を感じ始める値としまして55 デシベルと言われておりますが、これを十分下回るレベルにあるということで考えてございます。

57 ページ目、こちらは施設の稼働に伴う騒音、供用後の騒音の予測の結果となります。敷地境界においては、時間ごとに45～47 デシベルと予測しておりますが、各時間帯とも工場の稼働に係る基準を下回るということで考えてございます。

58 ページ目には周辺住居の結果をお示ししてございますが、こちら昼間、夜間ごとに予測をした結果、いずれも環境基準を下回ると予測してございます。

59 ページ目、こちらは低周波音の予測の結果となります。南側の敷地境界や、北側、

南側の最寄りの住居を対象に予測しておりますが、その結果はこちらの表のとおり 72～87 デシベルという結果となっております。心身に関わる苦情の評価指針という基準値 92 デシベルというものがありますが、そこには達しない、特段の影響は生じないということで予測をしております。

60 ページ目、こちらは施設の稼働の振動、揺れの状況でございます。敷地境界で最大となる結果で 55～57 デシベルということで予測をしております。こちらも工場の振動の基準と同じか、または下回るということで予測をしております。

61 ページ目、こちらは周辺住居などの施設の稼働の振動でございますが、こちらも環境保全目標値といった値を下回るということで考えております。

62 ページ目、こちらは施設の関連車両や工事用車両が走行したときの騒音や振動の影響、そちらのイメージをお示ししております。

63 ページ目、こちらには騒音や振動の予測に使用した工事用車両の車両台数をお示ししております。こちらにおいては工事用車両が最も多くなると想定される月を対象として予測をしております。台数は予測期間中対象とした月の日台数として設定しております。

64 ページ目、こちらに工事用車両の騒音の予測結果をお示ししております。現況で環境基準を達成する地点では引き続き環境基準を達成する。また、現況で環境基準を超過している市道芹橋彦富線では現況から騒音の悪化が生じるということはないということで予測をしております。

65 ページ目には振動の影響の予測結果についてお示ししておりますが、こちらは振動の法令に基づく要請限度を下回ると予測しております。

66 ページ目、こちらは施設の関連車両の走行、収集車などの走行台数について設定した車両台数をお示ししております。こちらについても搬入台数が多い月及び曜日における台数を設定しております。

67 ページ目、こちらは供用時の施設関連車両の走行時の騒音および振動の予測結果でございます。工事中と同じですが、現況で環境基準を達成する地点では引き続き基準を達成する。基準を超過している場所では現況からの騒音の悪化については生じないということで予測をしております。また振動については要請限度値を下回るということで予測をしております。

以上から、騒音、低周波音、振動につきましても概ね環境基準を下回る、または環境保全措置を行っていくということで影響の回避・低減が図られるということで考えております。

68 ページ目、こちらは悪臭、においに関する予測の結果でございます。

まず煙突の排出ガスないしは施設点検に伴う休炉時の悪臭の影響ということで予測をしております。予測結果を中段やや下に示しておりますが、最大となる地点においても臭気指数 10 未満ということで予測をしております。こちらは影響は特段生じないレベルの数字となっております。施設の休炉時も同様でございます。これら特段の影響は想定されないということで予測をしております。

69 ページ目、こちらは施設からのにおいの漏れであったり、ごみ収集車の車両が通過したときの悪臭の影響について予測をした結果でございます。これらについては既存施

設の調査結果などをもとに整理をいたしました。特段においの漏れの影響や、車両通過時の臭気質は小さいと考えておりました。影響は小さいということで考えてごさいます。これらの結果や環境保全措置を講じることによって悪臭についても影響の回避・低減は図られていくということで考えてごさいます。

70 ページ目、こちらは土地の改変に伴って発生する水質、濁水の予測のイメージとなります。降雨時には濁水が調整池を経まして宇曾川に流入するという想定されます。水質の予測については、降雨時の工事排水が宇曾川に流入した後の濁りの影響を計算することで行ってごさいます。

71 ページ目に水質の結果を示してごさいます。工事排水が流入した後の宇曾川の浮遊物質、濁りの指標となりますが、そちらの予測の結果は赤枠で示した数字となっております。現地調査で把握した降雨時の濃度の変動幅に十分収まるレベルと考えられまして、事業に伴って著しく濁りが上がるということはないものと考えてごさいます。こちらにつきましても適切に環境保全措置を行ってまいりまして、影響の回避であったり低減を図っていくというところになります。

72 ページ目、こちらは動物に関する予測結果でごさいます。予測は、絶滅危惧種など重要な種を対象として行ってごさいまして、影響の要因としましては、生息地の消失や縮小、水の濁りや汚れ、ないしは重機の稼働に伴う騒音の3つを想定してごさいます。それぞれすべての動物ないしは水路や河川に生息する種、もしくは騒音の影響がある猛禽類を対象に予測をしておりまして、予測の結果は表にお示ししたとおり、生息地の消失または縮小に関して影響が大きいと考えられるのは11の種、また騒音に関する影響を受けるものとして1種あると考えてごさいます。

予測結果の詳細について73 ページ目にお示ししてごさいます。生息地の消失や縮小といったものは湿地環境や水路に生息する両生類、魚類などについて影響を受けるということで考えてごさいます。中にはカヤネズミといった哺乳類も影響を受けるものと考えてごさいます。ただし、水の濁りにつきましては、影響は比較的小さいだろうということで考えてごさいます。騒音の影響につきましては、区域周辺で繁殖が確認されましたオオタカについて影響が生じるということで考えてごさいます。ただし、こちら、表にお示ししてごさいます環境保全措置をしっかりと講じていく、ビオトープの設置、騒音対策などを講じていくということによりまして影響については回避・低減を図っていくということで考えてごさいます。

74 ページ目、こちらは植物に関する予測評価の結果です。こちら動物と同様に生息地の消失ないしは縮小、それから水の濁りや汚れの影響について予測を行いました。予測の結果ですが、生息地の消失ないしは縮小によりましていくつかの種が影響を受けるだろうということで考えてごさいます。一方、水の濁りとか汚れの影響は生じることはないだろうということで考えてごさいます。植物につきましても、動物と同様に環境保全措置を実施していくということによりまして影響の回避ないしは低減を図っていくということで考えてごさいます。

75 ページ目、こちらは生態系の予測でごさいます。生態系については、地域の注目すべき種を選定して、それを対象に行ってごさいますが、こちら動物と同様にごさいますが、生息地の消失ないしは縮小、それから重機の稼働に伴う騒音の影響が生じる

ものと考えております。こちらについても動物や植物に準じた環境保全措置を講じてまいりまして、影響の回避・低減を図っていくというところでございます。

76 ページ目、こちらは景観に関する予測の結果でございます。景観については、文献ないしは住民の皆様からのご意見を踏まえて選定した眺望点からの眺望景観の変化について予測を行っております。予測の対象としまして、76 ページの左上の表、こちらで特に赤字で示した 5 カ所につきまして現況と施設を重ねる図面を作成の上、予測をしてございます。

予測の結果ですが、近景であります西清崎の集落内や天満天神社においては施設の見え方が大きく、影響が大きいと考えてございますが、その他は影響は比較的小さいということと考えてございます。

77 ページ目以降、81 ページ目まで予測対象とした地点のフォトモンタージュ、現況と将来の施設を重ね合わせた図面の結果をお示ししてございます。施設の形状につきましては、類似した規模の施設を参考に設定しておりますが、具体的な形、デザイン、意匠、色味といったところについては今後具体的な検討を進めてまいります。

82 ページ目、人と自然との触れ合いの活動の場、いわゆるレクリエーション施設と呼ばれる場所の予測の結果です。

こちらについては、春夏秋冬の 4 回、ハイキングコース、サイクリングコースなどを対象に、アンケート調査、現地確認といったところを行ってございます。アンケート調査の結果としましては、荒神山のハイキングコースの利用状況、林道が主に利用されているであったり、利用者の傾向といったところ、サイクリングコースの利用の状況、こういったものをお聞きしてございます。

83 ページ目、こちらには予測の結果をお示ししてございます。予測の結果ですが、レクリエーション施設の直接的な改変というものはないものの、ハイキングコース、サイクリングコースなどで風景、見た目の変化が生じると予測しております。また、工事用車両の騒音などによりましてアクセス状況にも変化が生じる可能性はあります。しかし、主に景観面であったり、工事用車両の運行面、こういったところで環境保全措置を実施していく。またレクリエーションの拠点を整備するなどの対策を講じることで影響の回避・低減を図っていくということと考えております。

84 ページ目には参考といたしまして、施設北側、荒神山神社の本坂からの眺望の景観の変化についてお示ししてございます。法面の緑化であったりを踏まえまして施設の圧迫感の軽減を図っていくということと考えてございます。

85 ページ目、こちらは廃棄物に関する予測です。工事中に発生する建設発生土や建設混合廃棄物、また供用後に発生する焼却施設、リサイクル施設からの焼却灰、飛灰、不燃物類などの発生量をこちらにお示ししてございますが、いずれも工事中については場内利用を含め適切に処分をしていく。供用後につきましても適切に処分を行っていくということで、一定量の廃棄物は発生しますが、保全措置を適切に実施していきまして影響の回避を図っていくということと考えてございます。

86 ページ目、こちらは温室効果ガスの予測の結果です。ごみの焼却を除く施設関連車両の走行、機械の稼働といったところを踏まえまして、施設性能に関する排出量につきまして既存施設と比べまして年間約 7,300 t の CO₂ の削減が見込まれると予測しており

ます。ごみの焼却から発生するCO₂についても、ごみの減量に従いまして削減することで予測をしてございます。このように温室効果ガスは将来的には既存施設に比べ削減、ないしは環境保全措置も実施していくということで考えてございます。

87 ページ目、こちらは文化財の結果です。文化財については、文献調査、聞き取り調査などで分布状況を把握しましたが、今回の事業による直接改変はないものということで考えてございます。

88 ページ目、こちらに予測の結果をお示ししてございますが、直接的な改変はないものの、近隣の荒神山神社の遥拝殿、ないしは天満天神社というところから騒音・振動の影響の発生、ないしは風景の変化といったところが生じると考えてございます。また、アクセスの特性に関しても変化が生じると考えてございます。こちらについても、主に景観での対策などを図っていくことにより、影響の回避・低減が可能であるということで考えてございます。

89 ページ目、こちらは周辺の祭りなどの伝承文化の把握した状況になってございます。

90 ページ目、こちらが伝承文化に対する予測の結果となっておりますが、こちらも直接的な改変はないものの、荒神山神社の祭り、天満天神社の祭り、こういったものについて風景の変化などが生じるということで考えてございます。また工事用車両の影響もある可能性はございますが、いずれも景観面対策ないしは祭りの日の休工などの対策を行っていき、影響の回避・低減を図っていくということで考えております。

91 ページ目、こちらですが、本調査におきましては事業に伴う県道2号の渋滞を懸念するご意見を多数いただいたことから、県道2号上、日夏町、ないしは賀田山町における交差点において渋滞ないしは自動車の滞留の状況の確認をしてございます。

その結果を92ページ目にお示ししてございます。こちらですが、11月の平日、昼間の時間帯に渋滞や滞留の状況を確認したものでございますが、特に賀田山町の西の交差点で西側で最大約330mという比較的長い渋滞が発生していたということで確認をしてございます。

この結果を踏まえまして、工事中に工事用車両が走行したときに交通渋滞を引き起こさない程度の台数は何台ぐらいかという検討を行いました。計算上、1時間に100台程度の車両を付加してもこれ以上渋滞が悪化するとか、そういうことはないものと考えてございます。工事中にはこれほどの規模の走行は想定しておりませんので、工事中に新たに渋滞が起こるとか、そういうおそれは小さいということで考えてございます。

以上が予測評価の結果でございます。

これらの結果を踏まえて検討した環境保全措置を93ページ目以降にお示ししてございます。

94 ページ目でございますが、こちらは大気質、騒音、悪臭、水質などに関する環境保全措置の一例をお示ししてございます。

また、引き続き95ページ目、こちらには動物、植物、景観、文化財などに関する環境保全措置をお示ししてございます。

最後になりますが、今後の予定についてご説明をいたします。

97 ページ目、本日は準備書素案についてご説明をさせていただきましたが、今後、環境影響評価の条例に基づきまして準備書の公告・縦覧を行ってまいります。また、準備書

の縦覧期間中には住民説明会を再度開催いたします。準備書に対する住民の皆様のご意見、ないしは滋賀県知事の見解などを踏まえまして評価書以降の手続きを進めていくということで考えてございます。

以上で準備書の素案に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

質疑応答

司会

それでは、質疑の時間とさせていただきますが、お願いがございます。

ご質問をいただく際は、お住まいの自治会名をお教えいただけますようお願いいたします。

次に、なるべくたくさんの方々からのご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、簡潔にご質問いただきますようお願いいたします。

それでは、係員がマイクをお渡しに参りますので、ご意見・質問のある方は挙手をお願いいたします。

住民 1

清崎町の●●と申します。この計画には大きく言うと、前からわかっていたのですが、大きな 2 つの問題が、いろいろありますけれども、大きな 2 つの問題が出てくると思います。

1 つは、現在わかっているだけで 200 億円を超える、彦根市道を入れると 228 億円を超える、建設関係者によると 1.5 倍と言う人もいます。2 倍と言う人もいますけれども、そういうお金が今後それぞれの市町の財政負担にかかってくるわけですが、この見通しが全くないという、負の遺産が 1 つ残ります。

もう 1 つは、今から 7 年後に CO₂ をもくもくと吐き出すような大型の施設が荒神山の麓にできる。これは世界の二酸化炭素を半分にしよう、2050 年にはゼロにしよう、こういう動きとは全く反する動きで、時代の中の本当に化け物ができるという、この負の遺産を一体誰が責任を負うのかという大きな問題があります。

そこで、3 つの意見と質問を言います。

まず費用の問題ですが、わかっているのは、先ほど言いましたように 200 億円と、事実上アクセス道路である 28 億円だけです。ほかの費用はわからないんです。1 つは全費用を明確にさせていただきたい。全費用を明確にしないままこの麓に作るということは、これは暴挙だと思いますので、費用を明確にしてほしい。これはいつ明確にするのかということも明確にしてほしいと思います。

したがって、大型ありきではなくて、規模の縮小を考えるべきではないのかと思います。前から言っていますように、近江八幡のセンターではほぼ半分の施設、70 t で行われていますが、それを考えるべきではないかと思います。

2 つ目ですが、ごみの抜本的減量を視野に入れているかどうかということでもあります。ごみの減量は大きな問題になってきまして、少しずつ広域組合のほうや市町のほうも議論が始まっているわけです。最初 5% の削減、そしてそれが 15% の削減と言われてきています。そして今日の先ほどの説明を見ますと、これまでは 1 日 147 t を、プラスチックを分別することによって 144 t にする。そして今日見ますと 140 t としてあります。さまざまな努力を重ねている経過はわかるのですが、なぜそうなるかということを知りたいです。

それから、私たちは今ごみ半減の運動をしています。自治会長、89名の方と対話をしました。皆さん賛成です。反対する人はいません。こういう運動は行政がやるべきではないと言われる人もたくさんいました。ある大手スーパーの店長さんはそういうふうに言いました。この運動を大きく盛り上げれば50%削減、最初私は言うのも馬鹿にされると思ったのですが、今や50%削減が大きな運動になりつつあります。50%削減をした場合には、荒神山に作るかどうかは別として、規模を縮小することができます。可能性としてはいくつかあるのですが、皆さんの意識がそうだという事です。そして先ほどのCO₂削減の大きな流れもそうだという事です。

面白いことに、面白いと言ったら怒られるのですが、昨年野瀬町のごみ焼却場が故障したときに、和田市長さんが1回か2回訴えた。きちっと訴えた。テレビで、NHKでもやっていました。びわ湖放送でもやっていました。そうしたらあの時期に5%、同じ時期より減ったというんです。だから、系統的に5年間か6年間やれば私は50%は必ず減らすことができると思います。生ごみの処理とプラスチックと、そのほかの分別をしっかりとすれば必ずできると私は実感として思っています。

この6月議会で甲良町のごみ半減の私たちの請願を可決しました。そして決議を行いましたので、これはごみ半減の計画を含むと思います。各市町がこういう動きで行くならばごみは半減できるのではないのでしょうか。7年後ですからね。ということ思い切ってごみ半減を視野に入れて140tを70tにすべきではないかと思えます。そうすれば費用もガタッと減る。費用負担も減る。2つの負の遺産を作らなくても済むようになる。子どもたちに後でお父さんお母さん何をやってたんだと言われずに済む、孫たちということになります。何よりもカーボンゼロを2050年には日本でも、2030年度に46%、世界では50~60%の削減が言われています。これをしっかりと私たちも進めるべきではないかと思えます。

3つ目ですが、事務手続きの問題です。これはあくまで約束に従って来年度の環境影響評価が出た後に建設地をどこにするか決めていただきたいと思えます。この2月に実は、2月の定例会で西清崎を建設地にすることを出す事前の提案がされましたけれども、いろいろな声があって撤回をしました。それはそういう声を議会が聞いたからだと思えます。実は約束事が公文書にこう書いてあります。令和2年6月1日、こう書いてあります。広域組合はこう書かれています。アセスの配慮書を公表した。アセスは環境影響評価のことですが、結果が出る令和5年において正式な候補地が決定地になる。アセスが終わるまではあくまで候補地であるというふうに言っているんです。これがいつ変わったのか。変えるつもりがあるのか、それともやはり約束どおりに行くのか、ぜひ答えていただきたいと思えます。私たちの公開質問状に対してこう答えています。よくわからないところなのですが、清掃センター及びリバースセンターの急速な老朽化が進むなど、当該事件が定められた当時とは状況が変わっておりますと書いてあります。これは絶対おかしいです。急速な老朽化が進む。早めたんですか。野瀬町のごみ焼却場をやめて、新しい建設時期を早めたのならわかります。これは令和11年、2019年にやると決まっているわけですから、これを早めたのではないにもかかわらず、早めていかなくてはならないというわからない説明で、全く説明にはならないことになっています。ぜひ約束どおり、市の行政が約束したことを守る、これをやっていただきたい。

以上3つの意見と質問、ぜひ正確にお答え願います。

組合

ありがとうございます。現状、施設整備費および造成等に係る費用につきましてはお示しできるものはありません。といいますのも、造成につきましては、新たに盛土高さ等を見直して実施設計をしているところでございます。その額というのが今年度中には出てくるということになります。ただし、予定では来年度から入札公告をしていくこととなりますので、それに向けた予算、来年度当初予算に計上していくためには施設の整備費等もお示しする必要がございますので、その予算の時期までになるべく早い段階で皆様にも議会でご説明した後、皆様にもご説明できるようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ごみの減量について半減をしていくことで施設の規模を半分、70 tに抑えられるというようなご意見を頂戴しましたがけれども、近江八幡の施設につきましては確かに74 t程度の施設でございますが、近江八幡市の人口はこの圏域の半分以下ということもございまして、ごみの量も全体的に半分ということですので、本圏域のごみの量の半分の施設でございます。ただ、この圏域の1人当たりのごみの量で言いますと、近江八幡市さんのほうが若干多いというようなことでございます。なので、もちろんごみの減量が進みまして半減できるのであれば、ごみの施設のほうも半分の規模で整備が可能ではございますが、これまでもこの圏域のごみの推移を見ておりますと、なかなか1人当たりのごみの量というのが減ってきていない状況でございます。

今年の3月ですが、1市4町で一般廃棄物の処理基本計画を定めていただきました。その中では、先ほど言っておりましたように圏域で令和13年度までには15%のごみを、令和元年度のベースからですが、減らしていくというような目標を立てていただきました。なので、令和元年度から令和13年度で15%ですけれども、施設の供用開始を11年度から予定しておりますので、令和元年度から11年度ですと12.5%の削減を各市町でやっていただくという形になります。当組合としましては、この減量目標値に沿った施設規模ということで定めさせていただいているのが本日示させていただいております熱回収施設140 tということでございます。これも当初は5%削減するというような目標を組合側で一旦設定させていただいているものでございますが、本来、各市町の一般廃棄物処理基本計画の減量目標に沿った施設規模としていくということでございますので、現状は令和11年度で令和元年度から12.5%削減という目標を立てていただきましたので、140 tというものでございます。この140 tの施設の規模には災害廃棄物の処理、災害が起きた場合に処理できる余力を見込んでおりますので、国の方針にもそういったものがございましてそれを見込んでおりますが、それが13 t程度ということでございますので、日常の皆様が排出されるごみの量を処理するためだけの施設に余力を見させていただいて、若干大きい施設にはなっているところでございます。

清掃センターさんが今かなり厳しい状況ということで、昨年度におきましても焼却場が止まっていて民間で処理をされていたということでございますが、市長が皆様に減量の協力をPRされたことで5%削減できたというようなことをお聞きしており、清掃センターにも確認したのですが、年度によって、時期によってもそういったときもあるので、なかなか市長が皆様に訴えられたことによって減ったかどうかということまでは検証ができていないということでございます。清掃センターが危機的な状況で民間にご

みを出しているというような状況ではございましたけれども、その間としても 5%しか削減できなかったというところで清掃センターももう少し削減がされるものと期待していたところでございます。

仮に令和 11 年度で 50%削減を目指すということを 1 市 4 町の一般廃棄物処理基本計画で示していただきました。それは実現可能性があるんだということでございますと、組合としましては 50%削減できることを見込んだ施設を作らせていただくという形になりますが、現状、彦根市さんをはじめ 4 町さんでも 50%削減するのはなかなか難しいということでございます。15%の削減をしていくということで、これまでの 1 市 4 町圏域のごみの減り方の推移を見ていると厳しいところがありますが、15%削減すると言っていたので、それは必ず削減するということで取組をしっかりとやっていただきたいということでこちらも考えているところでございます。

また、15%削減できなかった場合も、こちらとしましては施設内で処理できないこととなりますと、民間への処理、昨年の彦根市さんのような民間で多額の費用をかけて処理していかなければならないということでございますので、そうなると目標を達成していない市町さんには、民間で処理するためのそれなりの負担をしていただくということになりますので、減量目標というのは 15%削減すると言っていたことから皆さん真剣に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

事務手続き的なところで、組合では、候補地から建設地とするためには議会の議決が必要ということでございまして、その議決をするのは環境影響評価の手続きが終わってからということで前任の管理者はそのような政治的姿勢を示しておられました。しかしながら、西清崎に建設候補地が決まりましてから都市計画決定に係る手続きだったり、入札公告に係る手続きを進めていく中で、都市計画決定をするためには環境影響評価の最終的な段階になりますと環境影響評価書を公告・縦覧するのですが、都市計画決定というのはその環境影響評価の公告・縦覧日と同じ日にしなければならないということでございます。そうなりますと、環境影響評価書には建設する場所を確定している必要があることが、都市計画決定の協議を進める中でわかりました。なので、当時の前任の管理者が示してこられた政治姿勢に矛盾が生じるというところがありました。また、入札公告を進めていく中で、入札公告をする前に P F I 法に則ると、実施方針というものを事前にプラントメーカーさんにお示しする必要があります。このプラントメーカーに示す実施方針には、こういった形で、民設民営にするのか、公設民営にするのかといった、DBO、P F I というような事業方式をどうしていくのか、建設する場所も明示していく必要があります。なので、どうしても令和 11 年度の供用開始を遅らせないためには、実施方針の段階までに現在の建設候補地を建設地とする必要があります。いつの段階でこの議案を議会のほうに上程するかというところについて検討しているところでございますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

住民 1

関連していいですか。簡単に今のことについて。1 つですが、費用について、一部は決まったからそれでやるんだということではこの計画全体の推進に、これは齟齬が生じるのではないのでしょうか。全体の費用が決まってから入札等に入るべきだと思います。

それから、近江八幡は人口が少ない、半分だと言われるのですが、先ほど提案しましたように、私たちは半減すれば同じことができると思っています。

	<p>それから、市長が一生懸命言ったけれども 5%しか削減できなかったというのは、あれだけの非常に短い時間の中できちんと言えば 5%削減できるんです。今 15%示しているのは 7年後、8年後の話ですよ。十分できると私は思います。</p> <p>それから、これは非常に嬉しいことですが、1市4町が 50%削減を示していただければ規模も 50%にするんだと。これは明確な回答をいただきましたので、私たちもこれは市民の運動として、行政の運動として、企業の運動として大いに運動を進めたいと思います。そして 7年後には、8年後には 50%見込めるような、そういう状況を作りたいと思いますので、そちらのほうも市町の行政と一緒に頑張っていただきたい。広域組合は単純に処理施設を作るのが目的ではなくて、この地域を安全に、将来の環境安全ということは当然あると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>6月が真夏になってきました。気候変動です。多くの学者がためらっていたのですが、ついにこのまま行けば 1.5%を大いに突破して何が起こるか分からない。取り返しがつかないということになってきています。CO₂を減らすというのは全世界の、そしてこの地域の住民の課題ですので、これを思考停止してしまったら、この真夏が将来どうなるかわからないという事態ですので、しっかり踏まえて思考停止せずに頑張ってほしい。私もやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
司会	ご意見としてお聞きしておいてよろしいでしょうか。
住民 1	どうぞ。ぜひお願ひします。
司会	そのほか、環境保全に対するようなご質問等ございましたら。
住民 2	日夏町の●●と申します。いろいろ意見はあるのですが、ここに集まれた皆さん、家に帰られましたらぜひ自分の家のごみをまず減らすこと。ここにせっかく参加されて、いつもと同じようにごみを出しているのでは変わらないと思うんです。まずここにお見えになっている方たちが家のごみの減量をしていただいて、自ら減らす努力をしていただけたらと思います。以上です。
司会	ありがとうございました。ご意見としてお聞きさせていただきます。
住民 3	清崎町の●●といいます。説明の中の 86 ページ、温室効果ガスの効果としての数字が出ておりますが、その中の内訳のごみの焼却、既存では、この単位がわからないのですが、15,089 tco2/年この施設が完成後は 16,718 tco2/年と出ています。温室効果ガス削減効果が 7,348 tco2/年と出ているのですが、発電によって効果を出すという方式だと思うのですが、ごみの焼却そのものの排出の削減はこれでは全然見えてこないのですが、この点、聞きたいと思います。
コンサル	既存施設のほうの 15,089 tco2/年というのがごみの焼却なのですが、これは彦根市だけのごみです。4町のほうはリバースセンターで RDF 化をしてから、それを固形燃料としてほかの発電所で燃やしている。その分は、その下の RDF の使用というところ、3,492 tco2/年のところにもカウントされますので、全体としては削減できているという格好になります。
住民 3	数字的にはちゃんとなっているように見えますが、やり方、先ほど仰っていただいたように、ごみを削減するということに対する意気込みがここでは湧かないんですね。実際 15%という話も 7年後です。世界はもっともっと前を走っております。今日、いわゆる猛暑日が続いているのもみんな温室効果ガスの影響だと思うのですが、ここらでは、

ごみ処理施設は絶対、公共施設の中でも一番多く出す産物、施設だと思うんです。自動車業界もガソリンエンジンを●●にしようとしている。そのいわゆる大きな流れの中でもっともここを●●になると、いわゆる地球規模での考え方、地球規模の中の人災をどうやってなくすかということについて、施設の●●を作ることに對してももっともって考えていただかないと将来●●と思います。よろしくお願いします。

司会 ありがとうございます。

住民4 石寺町の●●といいます。96 ページの今後の予定のところですが、その一番下の丸の2 つ目ですが、「破線の手続きは行われない場合がある」と書いてあって、先ほどの質問と答弁で一致するかなと思うのですが、都市計画決定するときに建設地にしておかないと都合が悪いということで、ここを読んでいると評価書の段階はやらないというふうに受け止めたのですが、それでいいのかなということが1 つと、12 ページの事業全体スケジュールを見てみると、来年の令和5年の真ん中ごろに環境影響評価が終わって、同時に都市計画決定する手続き、これが一体で行われていて、それから令和6年から工事が始まる。これで十分余裕がある計画のスケジュールが立っているので、そこをなぜわざわざ評価書の段階を飛ばしてやろうとするのか教えてもらいたいと思います。僕、彦根市の都市計画審議会に入っているのですが、こないだ案内が来て、8月の終わりに決定をするような文面だったかなと受け取っているのですが、そこがどうなのか教えてください。

それと、環境影響評価のことですが、オオタカというのは里山の一番最上位にいる種で、これがちゃんと生息しているかどうかでその自然がどういう状況かというのがわかる指標になっている鳥なのですが、広域組合に質問したら、神社の近くに巣が1 つあるのですが、振動とかで影響があって巣を放棄する可能性もあるのではないかと質問したのですが、いや、オオタカは3 つほど巣を持っているから、その1 つが駄目でもほかの2 つの巣があるから大丈夫という、そういう答弁をいただいたのですが、その根拠を、本当にそういうことがあるのか。3 つ持っていたらほかの地域で絶滅するという、そういうことはないはずで、そこがちょっと。今の機会でなくてもいいのですが、教えてほしいなと思います。

コンサル ご質問いただきありがとうございます。まず1点目の97 ページの今後の予定の箇所について、破線の手続きは行われない場合があるかということなのですが、こちらのコメントはこの図面の一番下から2番目、評価書の補正というところを指してございます。これは何かといいますと、環境影響評価書を出しまして、知事に送付いたしまして、それから知事の意見によってそれをまた再度直す必要がある場合に行うものでございます。ですので、環境影響評価書作成そのもの自体は必ずやります。その後それを直すかどうかはやるやらないは知事の意見を踏まえての判断であるということでご理解をいただければと思います。

まず現在調査点付近にオオタカが1ペア確認されていまして、比較的近いところで繁殖しています。今年も含めて2営巣期の調査をしていまして、2営巣期とも同じ巣を使っています。そのペアが2つ目、3つ目の巣を持っているというデータはありません。今のところ1つの巣だけしか確認されていないという状況です。

その巣が影響を受けたときに、このペアが荒神山を放棄するかというと、荒神山とい

	うすごく規模の大きいポテンシャルのあるところですので、それをみすみす放棄するとは思えないなというところです。ただ、それは確実な話かと言われると不確実性があると思います。
司会	都市計画審の関係のご質問があったと思うのですが。
組合	現状、準備書の縦覧・公告するために今予定を進めているところでございます。それに合わせて各市町の都市計画の担当部局のほうでは都市計画の案について公告・縦覧される。それも準備書の縦覧の日と合わせてしていただくという形になりますので、8月に都市計画審議会があると聞いておりますけれども、縦覧のことについて我々の準備書の縦覧と合わせて都市計画案の縦覧の説明という形になるかと思っておりますので、私たちもまたお伺いさせてもらうという形で進めております。評価書のほうは、これも我々の評価書の縦覧・公告と合わせて、最後は都市計画の決定を縦覧、告示されるということでございますので、評価書のほうの、我々の縦覧・公告はないというわけではなく、先ほど説明がありました、評価書を作っていないというものでもございませんので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。
住民4	まだ今の時点では建設地として決定するということではないということ、そんな理解でいいですか。
組合	都市計画のほうも案という形でございますので、現状では建設候補地ということで進めさせていただいているところでございますので、よろしくお願いいたします。
司会	よろしいでしょうか。
住民5	日夏町の●●といます。上層気象の調査をされていますので、荒神山の近くで異常気象等の予測に使われているのではないかと思います。私自身としては焼却炉を平成10年に改修されてからかなり年数がたっておりますので、850℃で焼却するということがかなり老朽化しているもので、昨年事故も起こっているという現状を踏まえ、早く設置されることを願っているものですが、異常気象のこととか、接地逆転層の状況下でも大丈夫かということを準備書の中に明記して、市民の方を安心させるということが必要ではないかと思います。以上です。
コンサル	ご質問ありがとうございます。今ご質問いただいた中で、上層気象の調査などを行っているというところでご意見をいただきましたが、こういった現況調査を踏まえまして、より精度の高い予測を行って環境基準を下回るというところを確認してございます。例えば特定の気象条件下、風が強いときであったり、上層に逆転層が発生したとき、そういったときになりますと排ガスの拡散というのはしにくく、さまざまな排ガス濃度が大きくなる条件というのが想定されます。こういった条件をいろいろ想定しながら予測を行ってございまして、いずれのケースにおいても環境基準を上回るとか、そういったところはないであろうという予測は行ってございます。その結果について、本日お示ししたとおりでございますし、今後準備書のほうでお示しをしてくというところは考えております。 また、この結果につきましては、今後滋賀県の環境影響評価の審査会、有識者が集まる審査会の中でも審議をいただきまして、条件設定が十分であるとか、結果が妥当かどうか、そういったところもご審議をいただくということで予定してございます。またこの結果については評価書のほうでお示ししていきますが、現在のところしっかりという

	<p>いろいろな気象条件、そこも踏まえて影響の程度について評価ができていているということで考えてございます。どうぞご理解いただければと思います。</p>
住民 1	<p>CO₂は何も書いていないですね、ここには全く。</p>
コンサル	<p>予測としましては、大気汚染物質、環境基準などそういったものが設定されている物質、健康被害が生じるであろうというところを対象に予測をしております。CO₂については、温室効果ガスというところの予測の結果となりますが、施設ができてどのぐらい発生するか、またそれが現在の施設と比べてどうか、そういったところについてとりまとめをさせていただいてございます。</p>
住民 6	<p>賀田山町の●●です。長年恵まれた自然環境の中で育ってきました。そんな中で地域の子もたちと一緒に今集団登校したり下校の付き添いをしたりして、また同様により環境の中で育ってほしいなと常日ごろ思っているところです。そんな中で、新しい施設の建設について少し考えたことを3点ばかり述べたいと思います。</p> <p>1点目は、先週、3年ぶりにちょうど予定地のところにある水無月神社のお祭りが行われました。局長やら課長やら室長はお参りをしてくれましたか。あの通りのすぐ西側に施設が来るということで、今日も資料の中に少しありましたが、すごいこっちゃなと思っています。多くの中学生が喜んで今まで来たかった思いを持って茅の輪をくぐり、また小学生たちも日が暮れるまでにお参りをしてくれた。その姿を見たときに、局長、室長はどんなふうにお参りには来てくれたと思うので、考えてくれたかと。</p> <p>その山の少し西側には蛇岩という、私が勤めた関係で全校の子もと一緒に蛇岩に行って荒神山宮司の奥山さんの話を聞きました。今から1300年前に雨が降らなかったこの地にどうしても雨を降らさないと作物が枯れる。インドから坊さんが大きな蛇に乗ってきたという話を宮司さんに聞いたのですが、そんな環境の中に今施設を建てようとしている。</p> <p>資料の90ページに文化財のことで書いてあるところ、拝殿や神社への影響を受けると書いていますが、影響を受ける、みんなそう思っています。じゃあどうするのかということについてもこれからまた話をしていきたい。地元での話をしていきたい。亀山学区で十分に話ができていません。稲枝の方から、日夏の方からご意見を一生懸命いただいています。地元でじゃあどうするの？ 荒神山に多くの稲枝から日夏までお宮さんがあるわけで、また一度考えならん時期が今あるのかなと思うことが1点です。</p> <p>2つ目は道路のことで、騒音と振動のことでページがありました。資料の64ページだったと思いますが、そこに環境基準値に例えば振動のほうであれば65という基準値に対して30、40、比較的振動のほうはクリアしているのかなと。その上の騒音を見てください。基準値65、70に対して65という数字、これはOKなんですか。もう一度環境基準値と測定結果についてこれでいいのかということについて、これから工事が始まるうとするときに考えてもらいたいと思っています。</p> <p>測定地点、AからFがありました。私は賀田山西の交差点の西側、小山という自治会に今年も役員をしています。このちょっとの時間帯が朝7時からあったのですが、6時までにすごい音をする曜日があります。賀田山西の安食川と、そして県道2号線、賀田山安食西線、あのちょうど交差点のところは非常に大きな音を立てます。市、県の要望にも今年度も出しているのですが、調査が数日後にあります。その地点の</p>

振動たるや非常に大きい。なぜそこを外しているのか。測りやすいところを測っているのはわかるけれども、そこを通るのだったら、どこかで工事や何かで道が傷んだら直すという説明はあったけれど、やっぱり工事の車が通る。事前に補強するなりしていただかないと子どもたちが通る生活道である賀田山安食西線の県道、これ、しんどいですよ、通るのは。大きな●●ができて、排水路ができて、つぎはぎの状態です。車が通るたびに吸い込まれるなら踏ん張らなしゃあないけれど、振動とか音が、これを機にちょっと県とも考えていただきたい。工事車両を通すんでしたらね。2点目です。

3点目、ずっと気になることがあるんだけど、環境調査、環境影響評価準備書とか新ごみ処理施設整備の事業の書面の中に黄色い太い線があるのですが、市道整備計画、この図面がずっと出ているのですが、4町の方から、何やこの黄色い太い市道は。新しい施設を作るのにこの黄色い線は当然市としてその事業の後に整備、新しい施設を建てた後に道を作るのはいいけれど、それはそれでやったらいいけれど、なぜ環境準備書のところに黄色い道路が要るのか。太い線で書いてある。もっと新ごみ処理施設の整備について話をしましょう。以上3点です。

組合

ありがとうございます。水無月祭は昨年度もその前の年も行かせていただいて、賑わっているところというのは、コロナの関係で人が少ないなという思いをさせていただいておりましたけれども、地元の皆様からお聞きしている中では、水無月祭に参加いただくには車を停めるところもないということで、現状宇曾川の左岸であったりということに車がたくさん並んでしまっているということもお聞きしておりました。我々としましても施設を整備するに当たっては、水無月祭についても地域で盛り上げていただけるような形でお手伝いできないかということで考えてきたところから、敷地の北側、遥拝殿がある方には水無月祭でもご利用いただけるような駐車場を整備して、施設をもっと南のほうに寄せるといった形で景観についても配慮して進めてきているところでございます。蛇岩のところのこともお聞きしておりますので、これも引き続き地元の皆様とこれから地域振興策を利用して、市内の皆様や圏域の皆様にも知っていただけるような形で盛り上げていきたいというところは今も西清崎の方と一緒に話をさせていただいているところでございます。

コンサル

続きまして、2点目のご質問をいただきました道路の騒音や振動の問題です。確かに結果をご覧になっていただきまして、騒音というところは環境基準ギリギリの値ではないかということをご懸念されているかと思いますが、これは工事が始まる前、現状の調査の結果として、今の交通量の結果で基準ギリギリということで、比較的騒音の影響、特に今回調査は県道とかそういったところを中心に行っていますので、道路の影響というものがある程度出ている地域ではないかなとこちらも思っているところでございます。

そこに将来的に工事用車両であったり収集車が走行すると騒音の影響が大きくなるのではないかというご懸念もあるとは思いますが、今回の予測の結果で見ると、新たに基準を超えるというおそれは小さいと考えております。現状から著しく騒音とかそういった影響が悪化するおそれは小さいとは考えてございますけれども、当然ながら工事の中でスピード、法定速度は遵守するであったり、著しく車両の通行時間を集中させない、ある程度平準化を図る、そういったところの対策を取りながら、より影響の低減

	<p>に努めていって、周辺の沿道の皆様にご迷惑を極力おかけしない形で工事ないしは収集を進めていくということになるかと考えてございます。</p> <p>あと、賀田山町西の交差点の近くで影響が大きいのではないかとこのところなのですが、今回環境影響評価では代表的な箇所を選定して調査予測をしたということでご理解はいただきたいと思っております。道路の問題であったり、そういったところについては恐らく事業を進める中で彦根市、もしくは県道であれば県との協議の中で対策というのは図っていくのかなとは思っておりますが、今回の環境影響評価ではそこまでは検討していないということでご理解をいただければと思います。</p>
組合	<p>賀田山西の交差点のことにつきましては皆様からもこれまでからもいろいろ要望、ご意見等をお聞きしておりますので、彦根市、滋賀県の方にもご相談をさせていただいているところでございます。</p> <p>市道整備計画についてですが、応募地が5つあった当初、1つの候補地を選定していくという過程で候補地選定委員会というのがございましたが、その中で西清崎の場所についてはアクセス道路としての整備が必要ということで、委員会の中では県道2号線のグリーンピアの辺りから橋を安食川と宇曾川に架けて候補地に至るという案を出していただいております。そのアクセス道路については、これまでの住民説明会、建設候補地と決まってからの説明会の中では、なかなかご理解をいただけなかったということと、いろいろとご意見を頂戴した中で要望が多かったのが南北、県道大藪金田線と稲村山農道の方を結ぶこの道の整備をしていただきたいという声を多くいただきました。ただ、これをアクセス道路として組合で整備するにはかなり規模が大きすぎるようなアクセス道路となってしまいますことから、彦根市さんに市道整備でお願いできないかということで協議してきたものでございます。ですが、当初はトンネル、または荒神山の一部を削ったりという案でしたが、現在の彦根市長はそのような道路は整備することはできないということで、迂回ルートを検討いただきまして、彦根市でこの道を整備していくということで決定いただいたものでございます。</p> <p>ただ、彦根市の財政状況ということもございまして、施設が供用開始されるまで、令和11年度までには、北側の北工区ということで大藪金田線から施設に至るところまでしか現状では整備ができないという予想をされています。それ以降、順次南側を整備することですけれども、当組合としましては南側までも極力早く開通いただくような形で整備をいただくようにこれからもお願いしてまいりたいと思っております。</p>
司会	<p>よろしいでしょうか。次、ご質問のある方。</p>
住民7	<p>賀田山町の●●と申します。5ページの目的に昭和52年稼働と。1977年で思いのほか短いというのが私の率直な印象なのですが、この分厚い説明書に外のことの予測は結構書いてあるのですが、どこにできるか場所は別にして、中のこと、実際にできたらどれぐらいの稼働を思われているのか教えて欲しいのですが。</p>
組合	<p>今の彦根市の清掃センターは40数年となっているところで、施設を令和11年度までもたすには7年近く使用するのですけれども、彦根市清掃センターは全国的に見て一番古いものと思われまます。通常の自治体ですと20年でやられているところもございすけれども、30年、40年ぐらいまでが通常されていると思いますが、施設自体、建物自体のコンクリート構造物としての耐用年数というのは50年ぐらいあるということで、今の彦</p>

根の清掃センターも 50 年の耐用年数はあると見ておりますが、実際のところはそこまで本当にもつのかどうかというところでございます。

施設を 50 年もたすことができるのかどうか。施設の中、焼却炉であったりというのはもちろん 20 年も使用すると大規模な改修工事をしていかなければいけないのですが、そのあたりは費用対効果の考え方です。高額な施設を作っていきますので、また新たにこの圏域で施設を整備する場合に、どれぐらいこの施設を使用した方が費用対効果があるのかというところはこれからも組合で検討してまいりますけれども、地元の皆様とこの圏域にとって何年使用していくのが良いのかというところもお聞きしながら決めていきたいと考えております。現状何年使用するかというところまでは最終的な決定がされていないところでございます。

司会

よろしいでしょうか。予定の時間の 11 時半を大幅に超えております。時間都合もございますので、大変申し訳ございませんが、次の方で最後の質問とさせていただきたいと思っております。

住民 8

短くお話しして、ちょっとでもほかの方に渡るようにと思って質問します。東近江から来ました●●と言います。荒神山のことが気になって質問します。

まず最初に何人もの方が言われているようにごみの減量ですが、例えば豊郷町では隣組で生ごみを集めて、それを堆肥化するという取り組みをやっているのですが、忙しいときは生ごみを出すのも億劫な人も出てくるので、できるだけリサイクルに参加しやすいように行政のほうで仕向けていくような施策とか、SDGs からの世界のごみ焼却量はだいぶ減っていて、こんなに多いのは日本だけと言われているのですが、ごみ減量したら補助金が出るような国に提言というのはないのでしょうか。

それと、建設予定地のところですが、今の地図を見させてもらって沼地ということなので、これは何で沼地かという、荒神山からの地下湧水みたいなものがこの谷筋か何かになって沼地になっていると思うのですが、ここを固めてしまった場合、近隣に影響、例えば家屋がぬかるんだり、そういう影響というのはないのでしょうか。そこが気になっています。井戸水を使っている方がおられるのですが、その水脈が変わることによって井戸が使えなくなったり濁ったりというのはどのように考えておられるのか。

最後ですが、さっきの方のいろいろな話で騒音問題がありましたが、騒音に対しては高性能アスファルトを使うとある程度騒音が押さえられるはずで、それとばい煙とか粉じんを防止するために街路樹で整備していくという、そういうお考えはないのか。

健康被害とか琵琶湖の水質がすごい気になっているのですが、もしできたときに設置前に健康診断なり分析して、それで設置後の煙とか出てきて健康被害が起きたときに、健康被害がそれによって考えられるかどうかという因果関係を証明するためにも設置前と設置後の健康診断とか水質調査をしないのか。

もう 1 つ、言い忘れたのですが、沼地に建てるということは、最初から入札された額に対してどんどん膨らんでいくということが目に見えてわかると思うのですが、その辺はどのように対策を講じようかとされているのか。以上です。

組合

リサイクルであったり、生ごみを堆肥化したりというところは各市町の施策ということでございますので、その補助金をもらえるものかどうか、そういった施策についてはこちらでは判断できないことでございます。よろしくお願いいたします。

建設候補地として選定された時点では、地質調査を実施しておりませんでしたので、それは各応募地についても同じということです。最終的に候補地になるところの地質については、候補地となってから実際に地質調査を行い確認してきたものでございます。確かに地下水が豊富なところでございますが、沼地ということではなく、我々が検討しております軟弱地盤に対する方法については、地下水を汲み上げられている層に影響を与えない方法で考えておりますので、そのあたりは問題ないと判断しております。

琵琶湖への影響や騒音について、環境基準を守るような形ですべて対応していくこととなりますが、琵琶湖への影響ということでは、雨水は宇曾川に排水していくという形を考えておりますが、プラント排水であったり、生活排水というのは公共下水道へ排出していくという計画になっておりますので、影響はないと考えております。

健康被害の事前に周囲の方ということでございますが、現状我々としましては環境影響を及ぼすような施設を建てないということでございますので、そのことは考えていないということでございます。

司会

ありがとうございました。後段で手を挙げていただいた方をお見受けしましたので、その方のご質問をもちまして最後の質問とさせていただきますと思います。

住民 9

受け付けていただいてありがとうございます。豊郷町の町会議員の●●と申します。こういう住民説明会があるたびにご提案していますけれども、本当に住民の方と一体になって考えて事を進める体制になっているのでしょうか、これ。本日の感じはこういう感じですので、本当に何百人集めて共通理解を求めらんだという姿勢が見えないのが残念です。

そして、私たちは議員ですので、やっぱり総額いくらになるのか。大体幅だけでも提示していただかないと判断のしようがありません。昨日私は懇談会に行きませんかというお誘いをした方にこんなことを言われたんです。えっ、あの事業はもう立ち消えになったと違うのか。そういう認識の方がいらっしゃるということも皆さん認識していただきたいなと。みんなを巻き込んでのごみ施設、どんなふうになるのかという、そういう展望を堂々と議員が住民に知らせていける、そういう情報提供と場をお願いしたいと思います。広域議会を傍聴していても、傍聴席は10席もないので、だからやむなく帰ってしまう人もいらっしゃいます。そして広域議会が活発に議論を交わして、今日出たような意見を皆さんの代表として広域議会の中で論議している雰囲気ありません。民間の方が一生懸命立ち止まってほしいという意見を述べておられますけれども、本当に議員さんと住民さんがしっかりと結びついていないと、彦根犬上の平成の合併のときのことを思い出します。一歩寸前まで行っていましたが、寸前で立ち消えになりました、というのは住民が目覚めたらそういうことになるんです。それこそ変なごたごたを起こさないためにも、議会にもしっかりと出向いていただいて説明をしていただきたい、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

司会

ありがとうございました。ご意見としてお聞きしておいてよろしいでしょうか。

住民 9

はい。

司会

それでは、これで質疑の時間を終わらせていただきます。まだまだ質問があるかと思いますが、後日、行政組合にご連絡いただけましたら別途ご対応させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、説明にもございましたが、本日頂戴しました意見を踏まえ、準備書を作成し、縦覧および意見募集をさせていただきます。併せまして再度説明会を実施いたしますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

日程につきましては、9月上旬を予定しており、詳細は各市町広報誌等でお知らせいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の説明会を終了させていただきます。

ありがとうございました。